

学生主体の学外研究活動事前届について

- (1) 学位論文作成又は講義・実習のレポート作成などに伴う学生主体の学外研究活動に関しては、当該学生は、「九州大学 教育における安全の指針～学外活動編～」2.2.3(3)にある学生主体の学外研究活動事前届（様式4）を作成し、指導教員又は科目責任者の承認を得ることとし、学外研究活動開始の概ね1週間前までに教務課（地球社会統合科学府担当）に提出する。
- (2) 大学側の緊急時連絡担当者は指導教員又は科目責任者とし、緊急時に学生から連絡を受けた指導教員又は科目責任者は、速やかに教務課（地球社会統合科学府担当）担当長に通達し、担当長は管理責任者へ連絡する。
- (3) 学外研究活動の実施終了後には、学生は速やかに教務課（地球社会統合科学府担当）へ帰着を報告する。